

1. 件名：廃止措置に関する事業者ヒアリング（福島第二原子力発電所 保安規定変更認可申請）
2. 日時：令和2年12月2日（水） 13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※1・・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁  
原子力規制部  
審査グループ実用炉審査部門  
藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、櫻井安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社 廃止措置準備室長他8名※1

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

#### 6. その他

提出資料

- ・資料1 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について
- ・資料2 福島第二原子力発電所 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明
- ・資料3 福島第二原子力発電所 先行プラントにおける審査会合指摘事項に対する当社回答
- ・資料4-1 福島第二原子力発電所 電源機能喪失時等の体制の整備について
- ・資料4-2 福島第二原子力発電所 放射性廃棄物でない廃棄物の管理について
- ・資料4-3 福島第二原子力発電所 事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁のみこれからもDFの排出に係る保安規定のヒアリングを始めたいと思いますので、資料の確認からお願いします。
0:00:12	はい。東京電力のお伝えし、資料ありよろしくをお願いします。資料大きく6表にあります。番号右上に作ってまして資料1、資料2、資料3、
0:00:25	資料4-1、資料4-2、資料4-3の6種類でございます。
0:00:30	説明順番についてもこの順に説明したいと考えてございます。
0:00:35	よろしいでしょうか。
0:00:36	はい。じゃあ、別途説明よろしくをお願いします。
0:00:41	本件メインの施設名社の発電、発電所からになります。
0:00:48	もうまた発電所の石川さんよろしくをお願いします。
0:00:53	東京電力の石川です。資料1についてご説明させていただきます。件名のほうですが、時島並びに原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請についてということで、海洋について記載してございます。
0:01:12	右肩のページで1ページ目、こちら目次となっております。
0:01:19	ページめくっていただきまして2ページ目、別の申請案件としましては、徳島大学の1から4号炉の廃止措置に伴う変更と記載してございます。申請概要です。申請概要の層序一番下のところ、
0:01:39	ですが、廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、原子炉施設保安規定について関連する条文の変更を行うとしております。続きまして3ページ目ですと、保安規定の構成になります。
0:01:55	福島第二の方では、当然号炉廃止というところで、運転段階の基金は不要となります。したがって、1.2編に運転する必要はなくて、廃止措置段階のみを規定してございます。
0:02:14	その下のところに図書の名称だけが記載されてございます。小の項目としましては、赤字のところでは第3章第4章、その記載が変更になっております。
0:02:33	あと添付資料ですが、運転に関連する添付資料、運転段階に関連する添付資料については削除してございます。続きまして、4ページに移ります。
0:02:47	廃止措置計画と保安規定の申請範囲というところで、まだ第措置の4段階のうち、保安規定の変更申請の内容につきましても、第一段階の解体工事準備期間について、
0:03:07	定めることとしてございます。措置計画と同様となります。
0:03:13	いや、5ページ目以降につきまして、ちょっと保安規定変更の内容の説明になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:20	小のところに変更の概要というところで記載させていただいてます。この中で特徴的な部分につきましては、黒の太字で記載してございます。このPRAの太字で記載している具体的な内容について、
0:03:40	いや、8 ページ目以降で記載してございます。従いまして、メーカー知ページ目以降のところの説明していきたいと考えてございます。
0:03:54	右肩 8 ページに日、
0:03:58	開いていただきます。
0:04:01	まず 8 ページですが、ここにつきましては、組織の話になります。第 4 条というところで、廃止措置に関わる組織、
0:04:14	あと廃止措置主任者の追加。
0:04:17	並びに系統組織の統合組織名称の変更等を実施してございます。
0:04:24	組織のこれすね図はございますが、この中で、廃止措置に関わる組織として、廃止措置室、本社はすね、2 億を記載しているところと、廃止措置計画グループ、
0:04:42	廃止措置除染プロジェクトグループについては追加してございます。また、原子炉主任技術者から、廃止措置主任者というところに変更になってます。あと、あと赤字のところは変更になってますが、いろいろ名称変更、
0:05:01	床電気主任技術者とか旅主任者そこら辺の削除となっております。
0:05:10	9 ページから当事業 2 ページですすね、こちらについては、職務というところになりまして第 5 条ですすね、今の組織変更を踏まえまして、色も変更も記載を書いております。
0:05:29	例えば 9 ページのところですと、SPEEDI(9)というところで、廃止措置室、I 措置のために、新たに追加というところで廃止措置の総括にCAQ 関する業務を行う。
0:05:45	次のページ、10 ページに行きますと、ここ(9)で排水措置企画グループ、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。(14)で拝察条線プロジェクト部は、汚染状況の調査及び除染、
0:06:05	計画策定期間に関する業務を行う。このようにそれぞれ直のところを追加なり、また系統の変更箇所は細かくは説明しませんが、赤字のところが変更になってございます。
0:06:23	続きまして 13 ページに移らさせていただきます。こちらは保安委員会第 6 条の規定になります。まず原子力発電保安委員会であったものを廃止措置法案委員会というところで名称を変更してございます。
0:06:43	審議事項としまして、(2)というところで、今までに追加ということで、廃止措置計画の変更、それを追加してございます。また、構成するメンバーですすね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:00	そこは原子炉主任技術者から廃止措置主任者というところに変更になってコースあります。
0:07:07	F13 ページに移ります。
0:07:10	こちらにつきましても、廃止措置保安委員会ということで、名称を変更し、審議事項につきましても、文献に各案件段階の必要だったものを削除して、明確にというところで、
0:07:28	廃止措置管理に関する事務をこちらを追加してございます。構成メンバーについては同じように計装は適切なメンバーに変えて変更してございます。
0:07:44	15 ページになります。排出主任者の選任後程選任のフローのほうは 8 項、
0:07:53	支援しますが、処分の方法をまず説明します。配食主任者の方は、平素従来の原子炉主任技術者と同様に、原子力立地本部長が選任するという記載にしております。
0:08:11	ここで従事した期間、業務ですね、期間が記載されておりますが、(5)というところで、原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務、これを廃止措置段階だと、重要ということで加えてございます。
0:08:31	2 項におきましては、1 から 4 号炉で兼任することができる。そのような記載を入れてます。あと横坑で代行者をことができるというところで、この代行者につきましても上の
0:08:49	1 から 3 項に基づき選任すると、そのような
0:08:53	規定にしております。
0:08:56	続きまして、右肩 16 ページになります。こちらは廃止措置主任者の職務等になります。基本的には炉主任と同様な規定としてますが、摩耗のところは、別途審査基準等も踏まえて、
0:09:15	修正してございます。(6)、(7)ね。
0:09:22	規定がありますが、やっぱ一つ主任者については、ネットマ社長に直接報告するというのを炉主任同様にFaと残してございます。
0:09:34	1718、19 については、文献眼科に関わる部分については、浮上して、廃止措置に係るもの、
0:09:49	追加というところで、
0:09:52	変更してございます。
0:09:55	次の 20 ページに移らさせていただきます。ここは廃止措置主任者及び代行者の選任の選任についてということになります。左に選任プロセスがござい
	ます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:11	ここでまず候補者の人選系統として先ほどありました業務ですね 1(1)から(5)の業務経験を踏まえて、その中で原子炉主任技術者または核燃料取扱主任者の免除。
0:10:29	を有している場合は、監督するにあたり、必要な知識を有するものとして認め、これらを行っていない場合につきましては、必要な教育を実施して、
0:10:45	実施するものとするパスとして最終的には原子力立地本部長が必要な知識を有していることを確認して、廃止措置主任者及び代行者等を選任すると、そういうようなフローとしてございます。
0:11:03	続きまして、21 ページになります。こちらはここから廃止措置管理のところ新たに追加となる情報になります。
0:11:16	第 16 条におきまして、原子炉の運転停止に関する恒久的な措置というところで原子炉内に燃料装荷しないこと、モードスイッチを停止位置から直ちに切り換ええないこと。
0:11:31	及び 2 項としまして、譲り渡し先も経営層の形で記載してございます。第 18 条ですね、こちらは安全貯蔵措置。
0:11:45	というところで、廃止措置計画に基づく安全貯蔵の対象範囲及び期間を定めるとともに、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める、そういう条項を追加してございます。
0:12:02	ページめくっていただきまして 22 ページになりますが、こちら廃止措置管理というところで、新たなところ、
0:12:11	の追加の続きになります。第 19 条、ここは工事の計画及び実施、ちょっと 2 項のところに記載してありますが、福島第二の場合はすべて廃止のになりますが、
0:12:28	2 のところでは隣接する他号炉の必要な機能及び性能に影響を及ぼさないことを確認すると、そういうような条項交互に入れてございます。
0:12:44	こちら廃止措置計画にも同様な記載がございまして。
0:12:50	第 20 条にいけますと、工事完了の報告第 19 条な、最初にcf関連の工事につきましては完了した場合に、工事の結果を報告する。
0:13:07	所定のところに報告する、あと関係事務通知すると、そのような条項を入れてございます。
0:13:13	23 ページに移っていただきまして、
0:13:19	第 17 条 17 条の 2Aとなります。ここについては、現
0:13:26	現行の規定の名規定を少し介さところになります。17 条につきましては、(4)としまして、防災安全機器は、発電所における可燃性の持ち込み物の管理方法を定める。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:46	ここを追加して防災ますところは現在も運用していますが、見るとこういった社内規定で管理方法等を定めると、そういう位置付けになります。
0:14:02	あと、次のページに行きまして、17条の2になります。こちらについては、
0:14:13	最初の
0:14:17	条項というもので、審査基準を踏まえて記載を変えてございます。ここで系統電源機能喪失時の体制の整備というところで、(1)(2)(3)というところで計上員の配置、教育訓練資機材の配備、そういうものを
0:14:40	整備して計画を策定すると、そういうところにしてございます。また、2項で必要な手順を定めるとしてございます。
0:14:51	文言の修正というところ、及び定期的な評価を行うという、必要な措置を講じるとかそういうところは追加で記載してございます。
0:15:09	25ページに移りさせていただきます。ここは炉心燃料がないというところと、プール水の全喪失評価と燃料集合体落下事故の評価そこら辺を踏まえまして、
0:15:25	施設運用上の基準としては、使用済み燃料プール水位及び水温第21条のみとさせていただきます。水位につきましては、燃料集合体の落下の前提で水ありとしてございますので、
0:15:45	※の1というところで、照射された燃料に関わる作業を行っていない場合は、施設に余剰の基準を適用しないと、
0:15:56	そういう時系。
0:15:59	パスのアスタリスクのほうを記載させていただきます。
0:16:06	いまして26ページになりますとこちらも廃止措置計画の方でも別途説明させていただきますが、加工施設の変形で基準を満足するように、
0:16:20	必要に応じて新燃料を使いたい除染財布に委託する場合もあるだろうというところで、等級項としまして、条項を追加してございます。
0:16:37	専用作業台を使用し、(1)としまして、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状に見立てていくこと(2)として、全員は作業台で取り扱う新燃料は一旦4かつ、その1、
0:16:57	1階部分が燃料棒内すること、この辺は一応臨界の観点から、そのようなことにしております。これが新燃料の運搬というところで、第25条等というところになります。
0:17:14	はい。続きまして、27ページになります。放射性廃棄物でない廃棄物のカードルというところで、32条になります。ここにつきましては、
0:17:30	ですね、放射性原子炉施設における放射性廃棄物の廃棄物の取り扱いに関するガイドラインに従いまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:42	管理区域内で 2 項のところですが、管理区域内において設置された取材等も、または使用された物品を放射性廃棄物でない廃棄物と判断する場合は次の事項を次の各号に基づき実施するということで、
0:17:59	Kをしてございます。具体的には(1)におきましては、
0:18:08	適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断すると、そのような規定としてございます。
0:18:29	続きまして、28 ページのほうに移らさせていただきます。こちらは 33 条ということで、宝来等の規定となります。
0:18:43	こちらの方も含めたアスタリスクで書いてあるん
0:18:49	教室の取り扱いについてという文章そこを参考に
0:18:58	条文を作成してございます。具体的には 4 項のところで見させていただきますと、
0:19:08	もし 20mSv以下と評価された場合は、以下に定める
0:19:17	事項を実施するということで、ここについては管理区域内の設備機器は 132 条で、があると判断されたものであれば、30 廃棄物処分または資源として有効利用しようとするものとして扱うことができると。
0:19:36	そのような条項を入れてますあと管理区域外につきましては、そのままですね、産業廃棄物として処分または資源として有効利用した企業とするものとして扱うことができると、そのような条項を入れております。
0:19:53	ここについては後程NRとFブローアウトにつきましては、444 の 3 の資料でも系統設備の報酬にさせていただきます。
0:20:10	29 ページのほうに移らさせていただきます。こちらは液体放射性気体廃棄物の管理というところになります。
0:20:21	この表 34 の一応ですね、ここで資料最終箇所につきましては、一部前廃止措置段階では、油ドレン系は
0:20:37	こちらの維持しないということで、一部削除してございます。Part80 と 34-2 と 34-3 でこちらの方は復水器の冷却水状の冷却水等の量の減少。
0:20:54	これを踏まえまして、2 桁ですね、少ない値Bq/年ということで、経営層管理することで規定してございます。
0:21:08	一般廃棄物のは、放出管理目標地域のトリチウム濃度が基準値というところになります。
0:21:15	30 ページですね、ちょっと移らさせていただきます。こちらは放射性気体廃棄物な管理ということで、11 月の 26 日の審査会合でも、本質の目標値を定め

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:34	保安規定の管理を説明することという指摘をいただいています。35条につきましては、この表 35-1 ですね、ここで
0:21:49	定める項目について測定をして保管すると、そういうところで記載しています。今日 35-1 のところは、従来の等級 10-1 から
0:22:05	非常用ガス処理系、そちらの方は維持しないというところで削除してございます。その他のところにつきましては、
0:22:17	継続して測定を行っていくということになります。したがって主排気塔、廃棄物処理建屋排気等は、
0:22:29	場合によっては換気排気系排気と、焼却設備排気とサイトバンカ建屋排気口については、測定項目それぞれについて計測器を使って、その測定頻度で点検測定するというようになります。
0:22:47	ちゃんとこの位置はそのような記載となっておりまして、放出管理の空気に関連するところとしましては、35の(2)というところで、配置等々において、放射性物質濃度括弧均圧し、ヨウ素 131 は、
0:23:06	測定指針に定める測定下限濃度未満であること、そういうところを確認して管理すると、そういうことになります。
0:23:19	今、発電所からの中身としましては、この小 90 の人数であったような管理目標値というのはありませんが、測定は継続して行いますし、tモード
0:23:35	でやることっていうそういう確認をするというところで、
0:23:40	管理の方法が大きく変わるところは言う、基本的にはありませんが、マニュアルで
0:23:47	しっかりと手順を定めていくということになります。
0:23:51	続きまして 32 ページになります。こちらは塀ともう一つ、管理計測器の管理というところで、排水モニター及び排気モニター数、こちらの変更になります。
0:24:07	ICモニターにつきましては、1 番地では、
0:24:14	今は放出不いというところで、4 台から 3 台に変更になってございます。あと排気塔モニターにつきましては、先ほど今日 35-1 も反映しまして、
0:24:29	急崖から構台必要なものを定めている SG 件数のところのモニターは削除したというところになります。
0:24:39	続いて 33 ページになります。こちらは、その外部放射線に関わる線量当量率等の測定、
0:24:49	第 49 条になります。
0:24:51	ここは章のところで、外部放射線に係る線量当量率につきましては、使用済み燃料の貯蔵施設とそれ以外に分けて、貯蔵施設は毎日 1 回それ以外については 1 週間に 1 回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:11	というところで、同次長 67 条と整合する形に書いてございます。
0:25:18	もし、続きまして 34 ページになります。こちらの方は眉山モニターの台数ですね、そちらの方が 52 台というところで変更させていただいています。
0:25:35	こちらは回避措置計画の性能維持施設、そちらと整合するされる形としてございます。
0:25:43	35 ページにいきますと、施設管理計画 54 条ページ、こちらは
0:25:51	運転段階で必要な
0:25:55	PLM そういうものは削除して、あと保全対象範囲の策定というところで、性能維持施設と、(2) ってとこでその他みずから定める設備、そのような形で、やはり早期に
0:26:14	適合するような形で記載のほうを変更してございます。
0:26:19	最後 36 ページになりますが、こちらの方は 30 日以内に施行する記載というところで、申請書のほうは差し引きいただいております。
0:26:33	具体的な廃止措置、
0:26:39	原子力規制委員会の認可を受けた後で、
0:26:44	廃止措置計画認可申請書、こちらの認可を受けた日より起算し 30 日以内に施行するというところで
0:26:54	申請させていただいております。説明の方は以上になります。
0:27:01	はい、ありがとうございました。
0:27:04	今日、
0:27:07	は資料としてご説明いただくのは、あともう一つの資料 3 ですか。
0:27:18	資料を、そうですね資料にはもう今日があればこう強いぐらい説明させていただこうかなとは思いましたが、そうですね。
0:27:31	はい。
0:27:32	規制庁のミキヤですけれども、今までは資料の 1 の関係で、
0:27:38	確認としてはまずこれは保安規定運転のがなくなるので、第 2 編側の話だけでということは理解しました。で、この保安規定作る上で、
0:27:53	すでにもう先行で廃止措置になった保安規定なども参考にしながら作られているんじゃないかなと思いますが、
0:28:04	他の発電の廃止措置等では、
0:28:08	とはちょっと違いがあるようなところがあれば事前に教えて欲しかったんですけども、そういったピックアップってされてますか。
0:28:19	はい。東京電力の石川です。
0:28:25	お金を電力の本規定ももちろん参考にさせていただきまして、基本

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:36	間違うところはあまりなっていう、例えば放出管理目標値の辺り、そこは前号炉廃止というところで異なるとか、さっき申しました廃止措置主任者孫は、
0:28:54	社長へ報告するっていうところを残しているんですが等の支援と一緒にこのような形で残しているというところ。
0:29:03	今ちょっと
0:29:06	ここの発電所の運用の
0:29:09	違いぐらいなので、大きな違いではないと思っています。
0:29:18	はい、規制庁のミキヤです。
0:29:21	そういう意味では、全国除灰数値というところの違いはあるものの、それ以外のところで違いがないというのが今の回答を認識しました。
0:29:39	Zone
0:29:42	そういう意味でちょっと例えばなんですけども、8 ページ目で体制組織図はありますけれども、
0:29:50	今回この変更になっている箇所というのはすべて廃止措置に伴った変更等、
0:29:57	いう理解でよろしいですか。逆に廃止措置以外で、組織的にも廃止措置は関係ない。
0:30:04	変更の内容があればそれについては、ご説明いただくというよりも資料上それがわかるようにしたいと欲しいなと思ってるんですけども。
0:30:13	いかがでしょう。
0:30:16	東京電力の石川です。今回前号炉やっぱり廃止となるところで、当然廃止措置をやっていくにあたって、適した組織というところで、
0:30:35	全般的に見直しております。なので、
0:30:41	なかなか区別はTHAI措置が来等をなんかそちらも関係ないっていう区分けはなかなか難しいところがございます、例えばですね、こういう機械第 1 グループとか第 2 グループ、
0:30:59	ガーダーの運用を機械、
0:31:05	施設ですね、一部機械グループで二つあったのを一つにしたとかそういう総合的なものも含まれております。
0:31:17	これはちょっと区別したらよろしいですかね。
0:31:22	規制庁のミキヤですけれども、廃止措置に伴う変更等、それ以外でまずどういった変更が入ってくるのかをちょっと理解したいなと思っているんですね。
0:31:36	この単に組織図は非常にわかりやすかったので今ちょっとこれを例に申し上げたんですけども。
0:31:45	これを見ても、これって廃止措置に伴う変更っていうのが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:51	いろいろあるかなと思っていて、例えば部の名前が変わっているところだけを見て、
0:31:58	ほぼ全部だったので、工事
0:32:00	部門を加えた保全工事部になったり、
0:32:04	運転管理車運転がなくなるからでもその施設運用、これも、
0:32:10	これ何とかし装置かなとかですね、ちょっと要は見ただけで、何で変わったのかがわからないんですけれども、そこって逆にそういう理由を抽出の難しいんですか。
0:32:25	そうですね。
0:32:29	方式のところは、その区別けて説明することも可能だと思いますので、
0:32:37	原因等ですね、廃止措置が直接地域のものはLOCAで示すっていうとか、そあんまり関係ないとは青にするとかなんかそういう区別けるかなと思いますはい。
0:32:54	はい。規制庁のミキヤです。そうですね説明というのはどちらかという資料上そこがわかるようにしていただければいいのかなと思ってますしあともう一つ、今後にも繋がるんですけれども、我々の資料、白黒でプリントアウトしてまして、
0:33:11	したがいましてちょっと色分けで書かれるのはちょっと全く判別がつかなくなってしまいますんで、今回のやつは黒と赤っていう形で、何となくグラデーションがわかるんですけれども、今後ちょっと複数三つ四つの場合は、何かちょっと工夫していただければと思います。河川とか波線とか点線とかですね、例えば、
0:33:32	そういうことでお願いできればと思います。
0:33:36	東京電力石川です。了解しました。
0:33:41	はい。規制庁のミキヤです。今ちょっと申し上げたから体制図だけですけれども、ちょっとそれ以外でもそういった話があればそこはわかるようにしていただければと思います。このページがですね。
0:33:56	この、このページはそんなにないのかな。歳出だけですかね。
0:34:01	そうするのは、東京電力の石川です。はい基本快速だけをもっていうおります。
0:34:15	あとは15ページ目の配置、廃止措置主任者なんですけれども、1234 兼任のこの2ポツのところは、
0:34:27	具体的には、
0:34:31	どのぐらいまで近隣できるっていうそういう制約たるんですか。
0:34:36	1234で1人。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:41	東武東京電力の石川です。もうまだ保安規定の段階なので、気にすることという記載をさせていただきまして、具体的には
0:34:57	もう業務量とかそういうところを踏まえて、決めていくということになるかと思っております。
0:35:08	基本、規制庁のミキヤですけれども、基本各号炉 1 人ということではない。
0:35:14	ということですかね。まず、
0:35:17	はい。東京電力石川です。誤開兼任というところで書かせていただいています。
0:35:39	あの規制庁のミキヤですけども、まずこれじゃあ、どうなんでしょう。基本 1 人なんですかそうすると、
0:35:53	東京電力の石川です。
0:35:57	調査、それとまだその具体的にどこまで検認するかについては等、
0:36:05	ですね、今まだ回答できる状況で、本日はないです。はい。
0:36:11	わかりました。
0:36:20	はい。
0:36:34	すいません、規制庁サクライなんですけれども、統合ポイント 29 ページの第 34 条のところでもちよつとこの場合ですけど、表今変更後のほうの 34-2 とか 34-3 で、これ、
0:36:50	結果変わっちゃうのって、
0:36:53	なんでしょう。すいません、ちよつともしかしたらご説明いただいたかもしれないんですけど。
0:37:04	はい。東京電力の石川です。
0:37:12	34 条のところですが、液体放射性液体廃棄物トリチウムにつきましては、まずですね、運転段階では循環水ポンプという、微量が大きな海水系。
0:37:33	まとまっていたというところで、数がそういうところは循環水とかとまりまして、冷却水が減るところになりますんで
0:37:46	放水等からD系統まざったところの農道を止まっていて、濃度を現在と同じ状態に
0:37:59	ちよつとというところで、放出管理目標値は決めてございまして、あそこMAの流量が 103 分の 1 ぐらいですかね、になるというところで、
0:38:15	下に目標値につきましては、2 桁下がっているこういうところになりますと、対象地域計画のところでもここについては、
0:38:27	流量が減るっていうところにつきましては、機構の説明にさせていただいております。
0:38:36	わかりました。ありがとうございます。
0:38:42	／東電の大塚ですけど、先ほどご指摘いただいたL表の 34-2 ですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:49	につきましては前回の審査会合でミキヤさんからコメントいただきまして、液体廃棄物の中で、高浜元気核種についてはあんたの面積を考慮しても、そののが妥当やないかというコメントをいただいてまして今検討しているところなんですけれど考慮した場合、この辺りも
0:39:08	変更となりますのでまたその旨もその時に説明させていただきます。以上です。はい。
0:39:15	いやです。まさにそれを申し上げようと思う。
0:39:18	時まちよっと他のプラントさんでもですね。
0:39:21	基本こういう形で
0:39:24	dfのパターンと同じってのは理解してるんですけども、前回申し上げたように、前号炉廃止になっていてその各種
0:39:32	要素を
0:39:34	基づいて、放出管理目標値も定まっていますなんていう説明をすると、なんで半減期が短いそんなものを使って評価してんだっていうような、そういう誤解を与えないために、現実的ベースで算出するのがいいんじゃないんですかっていうのが前回配送するところで申し上げた、それが関連してくる。
0:39:53	というのが、私もそういう認識で、ちょっとここは今後見直しも含めてお願いできればと思います。
0:40:00	その関係で、次の下がる気体廃棄物のところも前回ご質問させていただいたところなんですけれども、
0:40:08	口頭でご回答いただいた中、検出限界未満みたいな話が確かあったように思ってるんですけども。
0:40:15	そこってここでどういうふうを読むかなと思ってるんですけども、そこについてはいかがでしょうか。
0:40:25	やっぱ東京電力志賀です。すいませんちょっと採用の方がちょっと聞きづらかったのもう一度により気がと思います。はい。全体の排出会合では、気体廃棄物については、放出等、
0:40:40	まず基本できませんということで、放出管理目標値は定めませんということでした。その場合に、一つの考えとしては、検出限界未満みたいなそういうところをして、
0:40:54	そういう表記で
0:40:58	今後、保安規定では管理していくっていう日一夜が示されたのかなと思っていました。
0:41:05	それが今回、この保安規定を拝見して、いうところの格好。
0:41:13	なのかな、希ガス要素、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:16	小笠測定下限濃度未満であること。
0:41:19	に繋がっていると、そういう理解でよろしいですか。
0:41:25	はい。東京電力の石川です。その通りでございます。
0:41:35	保安規定のほうでも測定をして、その(2)のところで、下限濃度未満であることという確認をし、しっかりしていくというところで規定してございます。以上になります。
0:41:52	規制庁のミキヤです。考え方としては、通常であれば何か何かしら出てくるということであれば、
0:42:02	そういう管理目標値管理基準値みたいなものを、
0:42:08	定めた方がよくて、
0:42:12	今回出てこない。
0:42:15	ていうのを前提にすれば、
0:42:17	そもそも検出されないと。
0:42:21	いう、そういう考え方なんですよね。
0:42:24	ですので確か会合のときに申し上げた、
0:42:27	何か県測定下限値未満と検出限界未満の方が厳しいのかなっていうことをちょっと申し上げたような記憶があるんですけども。
0:42:39	逆にこういう検出できないという方が厳しいんですかね。
0:42:43	管理としては、
0:42:52	東京電力の武田です。今、この機会に今おっしゃられたようにですね、相当
0:43:02	いっぱいに関しましては出ないと称されまして、ここの測定しに定める測定かけるものをどう今になることをというのは、あそこはこの測定システムに差がないレベルモニターの検出限界値だったものを満足するようになっていうツカベ運転するより、その上厳しい状況。
0:43:22	ずっと関連していることになります。以上です。
0:43:31	ちなみに参考まで押上規制庁のミキヤですけども、排気塔等の統合ってこれ具体的に何を指すんでしょうか。
0:43:42	はい。東京電力の石川です。配置等々きてんのはこの表 35-1 のところで、回付Trションところで排気塔としているので
0:43:56	それを今日の
0:44:02	それぞれ書いてある排気塔から、
0:44:06	排気口とかそういうところも含めてということになります。はい、わかりましたけれども、測定する対象がこの 35-1 の表がすべてそういう理解でよろしいですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:20	気がする東京電力の石川です。そこでは、均圧ヨウ素 131 ということになりますと、測定器の冷凍水素が書かれているものということになります。
0:44:37	そっか、そうするとサイトバンカ排気孔も入ってくるので、
0:44:44	東京電力石川です。サイトバンカにつきましてはパルスに粒子状物質濃度のみを測定するということで、対象にはならないということになりますのでいいですね。表の
0:45:01	1 段目に断面ということのようにだめですね、そこになるということになります。了解しました。わかりました排気塔だけが対象だけれども、その分類のところで配置等と書いてあるから、本文中も配置等々になってるってそういう理解なんですね。わかりました。
0:45:21	しました。そうですか。
0:45:25	すいませんが 31 年度、それと 29 ページの液体廃棄物については、現実的なものを対象に見直すので、
0:45:34	この数字も、そこに合わせて変わりますと、今 10 のマイナス 19 乗レベルのできるはずです。
0:45:42	30 ページ目の結果、或いは
0:45:46	下限、
0:45:47	過去にわたり下限値未満であれば公表していくというところがありました。
0:45:55	はい。
0:45:57	規制庁サクライですけれども、33 ページの 49 条で、49-1 の上から 2 ポツ目の
0:46:08	新しい外部放射線心線量当量率の
0:46:12	1 週間に 1 回ってなって、これ、その上の※2 でやつと分けてるんですけど。
0:46:19	これってちなみにその使用済み燃料情報設備いわゆる申請図ってというのは、具体的には例えば何やってるんですかね。
0:46:35	コメリの方が毎日働いているのに対して、米三にしているものがもしかしたら排泄の方にあたりしているのがちょっとセンターとして本当に資料なくて、
0:46:47	すいません。
0:46:57	北陸電力さん聞こえましたYKTと東京電力石川です。名につきましては使用済み燃料のパラスタプール等貯蔵施設、そそういうところになります。
0:47:14	それ以外のところについては米のみっていうところで、燃料があるところについては毎日 1 回ってということになります、当初以外のところは医師会に該当しない規模になると思います。
0:47:29	バーナをするということで等で実施してございます。
0:47:34	すいませんそれが具体的にどこら辺ですかという質問です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:53	やっぱり東京電力通のKデータベース検討報告IPには、次のアパートの基本的な権威ありまして、福浦バス停の施設側の説明となるかも。
0:48:11	しれませんが、モニタリング指針に土地代の三つの観点で、うちからあっちいる場所ですから、ちょっと人が常駐する場所、あとは先ほど言いました後はある程度限度があればそうです。この三つのタイプで整理をしてございます。
0:48:31	例えば、将来用地にすれば層につきましては、冷凍運転員が中で運転員が常駐しますという、中央制御室、あと変動の観点で言いますと、先ほど行きましたら、車ですけども、
0:48:48	その他廃棄物の処理施設ですとNo.処理設備ですね、そういったところが該当するかなと考えております。まだなので、一概にどこというのはかなり難しいですが、関連区域の全域と、
0:49:05	考えていただいてよろしいかと思えます。以上です。
0:49:20	今の指針っていうのは、説明していただいたんですけど。
0:49:26	Eばいいってこ。
0:49:29	どうなんですかね。全員来てますので、
0:49:47	そこまで重い質問が出なくて、
0:49:50	何なのかなあと思っただけなんですけど、
0:50:01	規制庁のミキヤですけど、多分サクライの質問って、毎日1回やるところは基本的にはプールだったり、それから今後のキャスク建屋だったりっていう、だから毎日やります。具体的にはそれ以外はもう基本的に1週間に一遍、それ以外は須磨大体すべて、
0:50:17	1週間に一遍なんですかって、そういう質問だと思うんですけども。
0:50:22	東京電力石川です。それとほぼ今ミキヤさんがおっしゃっていただいた通り、猪への貯蔵以外のものにつきましてはもう1週間に1回、すべてなるということになります。
0:50:42	歩行者洗掘関連のどちらかでございます。週に1回というのは、効率化を考える上で人が立ち入れればこれ年度がありますので、それを満足するように週に1回ということで、新燃料以外のところについては、最終的にその確認ができるように週1回の確認ということになっております。以上です。
0:51:07	それとその下のやつです。
0:51:28	すいません。あと、米三の下にある外部放射線、
0:51:38	阿多長石でないところ、
0:51:50	はい。
0:51:55	この変更のやつ内外部放射線に関わる線量当量率1週間に1回K-※ついてないエリアモニターじゃない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:07	なので測定するってことなんですね。
0:52:11	細かくてすみません。
0:52:19	多分、規制庁のミキヤですけども、外部の放射線に係る線量当量というのは従来からあって1週間に1回と書いてあってそれが基本人が立ち入る箇所とか、いうところで設定されていた。それを今回二つに分けますと、
0:52:34	二つに分けたんだけどもエリアモニタで測定するか、そうではないかというふうに分けているんだけども、そこら辺、どっちも1週間に1回というところは一緒なんだけども、測定機器によって何かこういった
0:52:47	分けたように見えるけれども、この趣旨も含めてちょっと説明してくださいということじゃないかな。
0:52:52	と思います。
0:52:56	えと東京電力の武田です。東部すみません等、今回ですね、外部放射線に係る線量当量率の効率化を図るために近くて、絵を拝見させていただきましたのは、GPを一つに、
0:53:16	法令の要求に合わせたってことなんですね。一方で以外にも放射線に係る線量当量香料の法律ではないですね。こちらに関しましては、いろんな重点化が相変わらず1週間に1回と。
0:53:31	させていただいてます。
0:53:36	ちょっと1回見てみます。
0:53:40	とりあえずありがとうございます。
0:53:47	あと規制庁のミキヤです。次のページのエリアモニターの減少とか、そこら辺は配送した中でご説明いただくと理解していいですかね。
0:54:03	東京電力の大塚です。はい。その通りでございます。はい。性能維持施設のところで説明いたします。以上です。
0:54:17	ああいう問い実はにも行ってます。資料3が載っております。ちょっと薄いですけど、
0:54:25	いまいわかりました。
0:54:35	規制庁フジモリですけど。
0:54:38	ちょっと説明聞きそびれてるんですけど。
0:54:43	資料4-3の事故以来の影響を受けてないんですが、果たしてない。
0:54:50	そこまでやってないんですね、やらないじゃないですけどもそこは、
0:54:57	事故以来のやつって、
0:54:59	どれぐらいDFだと。
0:55:02	汚染されてるんですかね。その辺って何か公表とかされてる。
0:55:07	してるんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:09	どんだけあるのかなっちゅう。
0:55:17	はい。東京電力の上野でございます。公表している値としましては土壌ですね。それにつきましてCsA134137、こちらについては考慮後の影響を受けているということになります。
0:55:35	設備機器についてはどうですか。
0:55:41	時東京電力の上野でございます。設備機器につきましては、個別の測定ということになりまして、現状示しできる数字的なございません。
0:55:54	以上です。
0:55:56	原子力規制庁フジモリですけど、計ってないってことなんでしたっけ。所アウトの影響どれぐらいあるかっていうのが、
0:56:04	建屋とか、土壌は測ってるとしても、
0:56:09	今回期待するような建屋とか設備機器に対してどんぐらいその影響あるかっていうのはわからないんですか。
0:56:20	東京電力上野です。細かいところは測ってございません。まず縦と管理区域の中とか建屋の中につきましては、基本的にあまり放射ホール後の影響は受けてないというふうに考えております。
0:56:38	非管理区域、屋外につきましては、当町こちらにも具体的に測定をしてるわけではございませんけれども、
0:56:53	一部崩落の影響は受けてございます。
0:56:58	吸気とかとところ、特に汚染はないですかね。
0:57:06	UF東京電力の上野でございます。やはり空調系、F吸気排気系吸気のところにつきましては、ホールドアップ舎人影響は受けております。
0:57:21	その辺なんかちょっとはつきり示して、荒居たいんですけどね実際に今後
0:57:27	どう、どうやって区分けしていく開会していくのかちょっとよくわかんないんですけど、まずはその現状、
0:57:35	どうなってるのか。特にやっぱりFなんて、
0:57:39	その辺は何か示してもらいたいんですけどね。
0:58:28	はい。東京電力の上野でございます。今の想定とすべての系統フィルターについてすお示しすることってというのは難しいんですけども、測ったものですね、1例としてこういう凍ら提供がありましたってということをお示しすることは、
0:58:46	可能かと思えます。以上です。
0:58:52	今は規定の認可だけじゃなくても廃止措置計画にもちょっと関わってくるかもしれないですけど。
0:58:58	その辺明確にちょっと説明をもらって、どうその処理処分していくのかっていうところも含めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:07	どっちかちょっと廃止措置計画と申しますけども、
0:59:10	ちょっと整理して、
0:59:11	おいてもらいたいんですけど。
0:59:14	いずれ説明し、
0:59:16	きちんと説明してもらえばと思いますので、
0:59:30	はい。東京電力上野でございます。逸出は理解いたしました。放射性廃棄物の処理と絡めてお話しさせていただきたいと思います。以上です。
0:59:51	はい。規制庁のミキヤですけども、
0:59:54	これ、今日ご説明いただく資料として、あと、資料2の構成の話と、それから資料3の先行炉の
1:00:03	当てはめと、この二つがあるかと思いますがそこに二つお願いしてもよろしいですか。
1:00:12	はい。東京電力石川です。資料に資料3の方を説明させていただきます。資料2の方は審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明ということで、中の構成等積算していただきました。
1:00:31	まずはじめにのところで、特にPIの変更認可申請において、本店の審査基準に定める基準に適合するものであることを説明するものとして、別紙
1:00:47	違うものと確信してございます。等のところでは整理の整備について書いてございまして、具体的にどの条文に対応しているかというところを整理しています。
1:01:05	SERP2 ページ目ですね、下のページ2 ページ目以降が具体的な表現になりますが、これは細かいある通り、法令審査基準の保安規定条文の変更、変更概要というところでまとめて、
1:01:22	13 万円ですが、記載してます。最後のところに別紙1 というところで、保安規定変更認可申請書の主な数値の変更理由についてというところで、先ほどの13 枚のところの変更概要それから
1:01:42	生かす形で別紙1 参照とかして、つなげて、主な地域の変更管理の変更に言及するところを記載してございます。こちらの方も34 条35 条、
1:01:58	36 条、高高十条ですかね。そこら辺の放射線運営関係の系統、要するに慶甲規定とかで基準値とかそういうところが変わるというところでまとめさせていただいてますし、
1:02:14	ご説明は以上になります。
1:02:31	はい。規制庁のミキヤです。ありがとうございました。
1:02:35	じゃ次行きましょうか。
1:02:48	その次、資料3 にいきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:52	これは東京電力の志賀です。先行プラントにおける審査会合指摘事項に対する当社回答ということになります。1 ページ目の前半は 12 につきましては、
1:03:08	全厚電力において、第 1 編が 2 編と分かれていて、もうじん肺と運転開始というところで分かれていて、その辺、その中で系統に関する職務で整合しているのかというような指摘を受けているものになります。
1:03:28	当社回答のところでは書かしていただきますが、当社におきましては、文献の存在しないというところで分離化してないので、該当しないというところで記載させていただいております。右上の四角にページのところに行きます。
1:03:48	番号 3 名とこちらにつきましても、12 号、下階白の共用設備を文献論証済管理することについて、職務内容を見直すことというところで、こちらについても、当福島第二については、
1:04:07	MK-がないので、該当しないというところで回答させていただいております。番号 4 のところに第 8 条の廃止措置入社代行者の選任方法について説明すること。
1:04:22	いうところで、本日の概要説明資料の中で、flowについては別途説明させていただいたというところで、系統回答は記載させていただいております。
1:04:37	データのナンバー5にすね、そちらにつきましては、当保安運営委員会にて審議する社内標準値が要するに廃止措置管理に関する社内標準の作成にすべて記載されていない理由を説明すること。
1:04:56	という指摘事項になります。当社の場合ですと、第 7 条で、廃止措置法案運営委員会等第 14 条でマニュアルの作成と、そういう条文になってございますが、
1:05:14	牧認可の保安規定の記載を踏襲して、以下の通り記載しているということになります。第 7 条の保安委員会におきましては、審議する必要がある内容のすべてを記載しているというところで、
1:05:32	第 14 条につきましては、配布先管理に関するマニュアルのうち、原子炉施設の運転に関わる内容のみを記載していると、そういうようなところで、頂部の方は
1:05:49	既存の所と抜出して、既存のところから系統で必要な変更しているとそういう状況になります。次が 3 ページ目になりますが、ナンバー6。
1:06:04	こちらについては運転段階と廃止措置段階の使用済み燃料ピットの未臨界性の確認方法について説明することで、こちらは廃止措置段階に設ける。委員会支援については、以下の通り評価して、
1:06:23	でもちよつとにおいて廃棄管理などのファイルが不要であることから該当しないという回答してございます。こちら廃止措置計画の中で、当委員会の評価も主張されてますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:38	そもそも使用済み燃料はご覧添加ステンレス子Publ入ったラックで貯蔵しており、新燃料及びいかなる燃焼度の燃料を貯蔵しても、十分安全側の評価になるように、
1:06:54	無限増倍率 1.30、そういうものでバンドル覚せいして評価しているということと、あと冷却水が大量に漏れいする事象、そういうところを評価して、
1:07:10	敏感にならないことを評価しているということから特段の配置管理を必要と考えてございます。707 ナンバー7 の方に行きますが、
1:07:23	こちらの方は液体廃棄物の最終箇所が適切か確認することにつきましては、先ほどの保安規定の条文の説明の中でもありましたが、適切にANSIシルト試料採取箇所については、
1:07:43	こういう回答で記載させていただいております。
1:07:48	4 ページに行きまして、8 番、No.8 になります。こちらは旧法記録のところですね、警報発表ケース警報装置から発せられる警報の内容が、
1:08:04	記載されていない理由を説明すること、そういう指摘がございます。この警報装置から発せられた警報の内容、これは実は 67 条になりますが、このマニュアルの運転記録、
1:08:20	の投稿のRicouで打とうあれですね、警報装置から発せられた警報内を
1:08:27	記録して行っていますが、あそこは認可後、日本域は、運転記録というものが記録するものとなっていないので、第 73 条の表 73-1、時奥のところには記載してございます。
1:08:47	ちなみが 73 の表 73-4 のところで保存する記録んとは今までの記録を保存する警報が装置が発せられた警報というのは記録として、
1:09:02	保存しておくっていうところは、73-4 で
1:09:06	残ってございます。あとNo.9、こちらについても、
1:09:13	あれすね第 1 編と第 2 編があつて管理区域図です。
1:09:18	見系統がそのまま整合しているのかとかそういうような機器でございまして、福島第二におきましては、運転の損が存在しないため、該当しないと、そういう記載をさせていただいております。説明は以上になります。
1:09:37	はい、ありがとうございました。
1:10:05	そして、
1:10:13	私の中におきまして、私は、
1:10:19	廃止措置に伴う
1:10:22	それ以外の
1:10:23	それなりの理由とかあれば、
1:10:35	規制庁のツカベですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:38	資料 1 に戻ってしまっていたんですけど、
1:10:42	今回ショクブンのところが大分いじられていて、その部門間で動かしたりとか新設したいとか、吸収したりとか。
1:10:51	されてると思うんですけど、ちょっと業務がどう移管されているのか、廃止措置になるので必ずしも並行に移管する必要はないと思うんですけど、組織食味が二つ表変わったかというのもちょっとわかる資料で、
1:11:09	まとめて説明いただけますでしょうか。
1:11:17	わかった。
1:11:20	職員 6 店舗組織をウェイティングさせると。
1:11:30	当東京電力の
1:11:34	石川です。PASCAL等々、ちょっと聞き取りづらかったんですけど、どうも職務等が五条の職務のところ、なんか廃止措置、
1:11:50	等を廃止措置に直接関係しないものとかを分けるっていうそういう感じでしょうか。はい。すみません。規制庁ツカベですけど、それは先ほどミキヤから
1:12:03	お答えさせていただいた内容だと思うんですが、
1:12:06	私が言ったのは新旧で保障がどう変わりますか。
1:12:13	というのもわかるようにしていただきたいということです。適切に必要な業務は違う者に
1:12:21	組織が変わっても引き継がれているというのを確認したいということです。
1:12:39	東京電力の石川です。
1:12:45	アスカネット職務のところdFAと、
1:12:50	変更前から変更後に、それぞれどう、どこがどういうふうに移動したかというのがわかる形。
1:13:00	ということでよろしいですかね。すみません。それも含めて、例えば燃料に関する業務は違う。
1:13:07	ループをしていたりとか、固体廃棄物の関係は多分、
1:13:12	他の部門に吸収されてるんだと思うんですけど。
1:13:16	これやっぱりも含めてどう変わるのか。
1:13:19	というのが、今回ドラスティックに組織を変えられているので、ちゃんと必要な職務が引き継ぎやられてるかどうかを確認したいという趣旨です。
1:13:31	45 条が両方合わさった形ってことですね、五条だけに限らない話で一旦四条と五条をリンクした上で新旧として具体的にどういうふうに変わってますか。
1:13:44	そこの繋がりに必要なものはきちんと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:47	新しいところに残ってますよねっていうことだと、ちょっとそれはそういう意味では私もちっと踏み込んだ処遇具体的なリンクづけ残すべきものを残すっていうところに重点を置いた質問になっております。
1:14:02	YKT東京電力の石川です。ご指摘の内容については理解しました。回答のほうを準備したいと思います。
1:14:12	はい、規制庁使うかと2点なんですけど。
1:14:20	17条で、
1:14:26	両括弧1でいきすべき原子力施設等、
1:14:31	いうふうに今回限定してしまってるんですけど、これ過温だと、ここは直してなくてですね、ちょっと本当リースべき施設だけでいいのかというと、必ずしもそんなことはなくて、
1:14:46	当然、原子力施設全体に対して損傷がないかというのを、
1:14:52	実際どこまで確認するかは別にしても、
1:14:56	性能維持、
1:14:58	施設、
1:14:59	だけに限定するのはおかしいかなと思うんですが、
1:15:04	どうお考えでしょうか。
1:15:57	東京電力の石川です。おっしゃる通り自身の実習的な設備、それについても等確認することになりますので、
1:16:13	保安規定上どこまで書くかってところ。
1:16:17	かと思っておりますが、
1:16:22	そうすれば、もうちょっと
1:16:26	OSCAAR格好の成功も確認して検討したいと思います。
1:16:35	あれですね、これ2のところ、今おっしゃっているところでよろしいですね地震後とか、そういう話。
1:16:59	はい、規制庁のツカベです。
1:17:04	そうですね、STEPちっとほかのところだと限定していいところがあるのかもしれませんが、全体、施設全体を確認するというのは多分事業者さんの方針だと思うので、それはホームページ書いておいていいんじゃないかと思えます。
1:17:33	規制庁ツカベですって、あとはおそらく一行は、直接今回の審査とは関係ないと思うんですけど、今回長期保守管理方針施設管理方針を削除して落とすことになるんですが、
1:17:48	なぜ、
1:17:52	他の技術強化を通して実施することになった項目について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:57	実際完了しているかどうかというのは補足説明資料でいいので、その高い完了してるかどうかは関係ないと言えないのかもしれませんが、当初約束していたことがちゃんと行われたということを我々としても確認したいと思っているので、それを補足説明資料でいいので、
1:18:18	追加いただけますか。
1:18:27	最後、東京電力の石川です。失敗例等補足説明資料で、今まで実施していったところを整理して、
1:18:39	資料の作成したいと思います。
1:18:43	はい。私からは以上です。
1:18:47	一応今日は資料 123 については、
1:18:50	ちゃんとお説明いただいて、456 は今後はちょっと説明ないですけども、あればまた運転士という形にして、
1:19:00	よろしいですか。
1:19:04	はい。規制庁のミキヤですけども、今日のお薦めいただいた関係では一通り質疑応答ありましたので、法令集をおしまいにしたいと思いますが、東京電力さんの方から何かありました。
1:19:20	はい。東京電力大塚です。今日ありがとうございました。本日説明できなかった 4-1 から 4-3 などなるべく早めに説明させて頂きたいと考えてますので、またヒアリングの方よろしく願います。他は特にございません。以上です。
1:19:36	規制庁ミキヤです。すいません 4-1 以降は、今後またご説明いただけるんですね。わかりました。
1:19:43	はい、了解しました。次回についてはまた日程改めて調整の上、ヒアリングしたいと思いますので、今日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:19:56	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。